

令和6年度「オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)」 開催基本方針

1 趣旨・目的

「ライフ・イン・ハーモニー (LIFE IN HARMONY) 推進月間」(以下「推進月間」という。)における中央イベントとして、会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)」を開催する。

本イベントは、推進月間の目玉として同月間の広報に活用するとともに、イベント会場において、日本人か外国人かにかかわらず、他国の文化・習慣等に触れたり、互いに交流する場を設けることで、外国人との共生社会の意義等について考えるきっかけとなる機会を提供し、これらの体験を通して外国人との共生社会に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

2 イベント名称

オール・トゥギャザー・フェスティバル (ALL TOGETHER FESTIVAL)

3 開催日時

令和7年1月19日(日) 10:00～16:00

4 開催場所

東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区青海2-2-1)

※ 公募手続により決定済み

5 開催テーマ

「楽しむことから始めよう！世界とつながる交流体験」

6 主催

法務省、出入国在留管理庁

7 参加団体

関係府省庁(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、警視庁等)、地方公共団体、各国大使館等、関係機関・団体、企業、大学等

※ おって、参加依頼予定。

8 後援

関係府省庁、地方公共団体、各国大使館等、関係機関・団体等

※ おって、後援依頼予定。

9 対象者

参加者の要件は設けないが、本イベントの中心的なターゲット層は、「子に国際的な感覚を身に付けさせたいと考える親とそのこども（小学生程度）」とする。

10 イベントの方向性

自身と国籍等が異なる人との交流について重要性や必要性を感じつつも、身構えてしまったり、抵抗感があったりして、踏み出せないでいる一方で、「自分のこどもには国際感覚を身に付けてもらいたい」と考える子育て世代の親が、こどもに国際感覚を身に付けさせる（体験させる）機会として、休日にこどもを連れて行きたくなるイベントとする。

これを踏まえ、イベントの内容は、大別して以下の3種類のコンテンツを揃えることとする。

(1) 他国の文化を体験するコンテンツ

料理、音楽、ダンス、民族衣装、民芸品等、各国の文化を体験できるコンテンツにより、参加者に「自身の国の文化と異なる文化（＝自分と異なるもの）」に触れる体験をしてもらう。

また、これらのコンテンツは、その国の言語が分からなくても楽しむことができるものであるため、国際交流に抵抗感のある者でも興味を持ちやすく、共生社会に関心を持つきっかけとしてもらう。

(2) 外国人との共生社会について知るコンテンツ

外国人との共生社会の実現に向けた官民の取組の紹介（展示）や、外国人との共生をテーマにしたトークショー・対談等のコンテンツにより、参加者に「異なる文化が共存する社会」について知ってもらい、その意義について考える体験をしてもらう。

(3) 他国の人との交流を体験するコンテンツ

簡単な外国語での会話を体験するゲームや、スポーツ、やさしい日本語を使ってみるワークショップなど、他国の人との交流を体験できるコンテンツにより、参加者に実際に国際交流を経験してもらう。これにより、国際交流は特別なものではなく、身近で簡単にできるものであるという意識をもってもらう。

11 具体的なイベント内容

イベントの具体的な実施内容は、今後調達予定のイベント業者と調整予定であるが、来場者誘致も念頭に、概要以下の内容とする。

(1) 開会セレモニー

メインステージにおいて、開会セレモニーを行う。

(2) 他国の文化を体験するコンテンツ

ア 各国のダンスや音楽演奏、パフォーマンス

ダンスや音楽は、言葉が伝わらなくても、誰もが共通して楽しむことができるものであり、共生社会への関心が低い人も含め、多文化に興味を持つきっかけとしてもらう。

イ 民族衣装の試着等の文化体験

日本を含む世界各国の民族衣装の試着等を通じて、他国の文化・習慣等に興味を持つきっかけにしてもらう。また、衣装を試着した際に、当庁のマスコットキャラクターである「イミグー」と一緒に写真を撮る機会を設けるなど、写真等をイベントの思い出の品にすることで、より印象深い体験にしてもらう。

ウ 物販

(ア) 各国料理の販売

外国人との共生社会への関心が高くなくとも外国料理に興味のある人は多いと考えられることを踏まえ、各国料理を提供（キッチンカー）することにより、外国人との共生社会に興味を持つきっかけとしてもらう。

(イ) 各国の雑貨や食品等販売

中央イベントの「お土産」としてもらうことを念頭に、各国の雑貨や食品等を販売する。

(3) 外国人との共生社会について知るコンテンツ

ア 著名人を交えたトークショー・対談

タレント等の著名人に外国人との共生をテーマとしたトーク（体験談等）をしてもらうことで、共生社会への関心が低い人にも興味・関心を持ってもらう。

イ イミグーを活用した共生社会への取組の紹介

共生社会への取組をまとめた冊子「Harmoniup!」の内容について、イミグーを活用するなどして、親しみやすくかつ分かりやすく周知する。

ウ 展示イベント（ブース出展又はパネル展示）

(ア) 外国人との共生に関する取組紹介

官民の参加団体が外国人との共生に関する取組を紹介することで、実は外国人との共生社会（又はその課題）が身近なところで展開されていることを知ってもらうとともに、外国人支援のためのツール（やさしい日本語、翻訳ツール、各種ガイドブック等）を展示し、これらの周知も図る。

また、地方公共団体やNPO・NGO、政府系機関等の団体を複数招へいすることで、これら団体同士の交流、今後の連携・協力等にもつながるなど、本イベントに参加する団体にとっても有益な機会とする。

(イ) 海外生活に関する情報等の紹介

移住、留学などにより、海外で生活することは、国際的な感覚を身に付けられる体験となり、共生社会への関心や理解を深める有効な手段となり得ることから、海外生活等に関連する情報の紹介をすることで、自身が外国で外国人として生活した場合のことを想像してもらい、共生社会について考えるきっかけにしよう。

(ウ) 入管庁の業務紹介

入管庁の業務について知ってもらうとともに、制服着用体験や、着ぐるみ、グッズ等を活用した各地方局広報用キャラクターの紹介などにより、入管庁に親しみを持ってもらう場とする。

※ 出展団体等については、当庁から、法務省内部局、外国人在留支援センター（F R E S C）、関係府省庁、地方公共団体、各国大使館等、関係機関・団体等に出展を依頼する。また、イベント業者から、民間企業等に対し出展を依頼する予定（スペース上、ブースは25程度を予定）。

エ 体験型イベント（ワークショップ）

(ア) 外国人から見た日本語とやさしい日本語

「日本語」に焦点を当て、例えば、外国人が感じる日本語の難しさや、伝わる日本語・伝わらない日本語について参加者（日本人及び外国人）間で話し合ったり、やさしい日本語を使ってみたりする体験などを通じて、参加者が日本語のコミュニケーションについて学ぶワークショップを実施する。

(イ) 共生社会について学ぶことのできるワークショップ

例えば、有識者の講義や異文化コミュニケーションゲームなどを通じて、参加者が共生社会について学ぶことのできるワークショップを実施する。

(4) 他国の人との交流を体験するコンテンツ

国籍の異なる来場者同士でコミュニケーションをとることができる企画やコンテンツを用意し、自然に交流が生まれる場をつくることを目指すとともに、外国人スタッフ又はボランティアを起用するなどして、例えば、以下のようなコンテンツを通じて、国際交流を体験する機会を提供する。

ア 言葉によるコミュニケーションを必要としないコンテンツ

スポーツやカードゲーム、遊具を使った遊びなど、言葉が通じなくとも一緒に楽しむことができるコンテンツを通して、自身と異なる国籍・文化を持つ者同士であっても交流できることを印象付ける体験の機会を提供する。

イ 言葉を使ったコミュニケーションを体験するコンテンツ

スタンプラリー形式で、外国人スタッフ等と簡単な外国語での会話を体験したり、やさしい日本語を使って会話をしてみるなど、言葉を理解することでよりコミュニケーションを深めることができるという「気付き」や、外国語の学習への意欲向上につながる体験の機会を提供する。

ウ ワークショップを通じた交流のコンテンツ

例えば、上記（3）エのように、外国人と一緒にワークショップに参加し、一緒に体験できる機会を提供する。

12 集客規模

2,500人以上を目標とする。

※ 令和5年度の来場者数が約2,500人（屋内会場約1,100人、屋外会場約1,400人）であることを踏まえ、同程度以上の規模を想定。

13 警備体制

（1）事前登録不要

集客を確保し、また、開かれたイベントとするため、参加者について事前登録は不要とする。

（2）手荷物検査の実施及び検査通過者のみ入場可能

会場入口において警備用イベントスタッフによる手荷物検査を実施する。また、手荷物検査を通過した者以外は会場内への入場を認めない扱いとする。

（3）警備スタッフによる巡回及び相談用別室の確保

警備用イベントスタッフが会場内を巡回し、騒ぎを起こす者がいた場合は当該スタッフが対応する（騒ぎをやめるよう注意し、注意に従わない場合は退場を指示する）。また、退場指示にも従わない場合は、会場内の秩序維持のため、会場建物内に確保する相談用別室において対応を行うこととする。

（4）近隣警察署等への協力依頼

警備用イベントスタッフでは対応困難な事象が生じた場合に備え、事前に会場近隣の警察署及び消防署に協力依頼を行う。また、警察庁及び総務省消防庁に対しても情報共有を行う。